

保護者各位

浦安市 保育幼稚園課長

台風16号に伴う市内認可保育所等の対応について

9月23日(木)にマリアナ諸島で発生した台風16号は、今後、非常に強い勢力で10月1日(金)頃に、関東に近づく恐れがあります。

市内認可保育所等においては、人命を守ることを第一として適切に対応するため、下記のとおり臨時休園の基準を定めました。

保護者の皆様におかれましては、今後の気象状況に十分にご注意いただくとともに、園児・保護者及び保育士の安全を第一と考え、当基準に対してご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、臨時休園を行う場合は、遅くとも当日午前6時半までには、各園から保護者に対して一斉メール等で周知をさせていただきます。通常どおり開園の場合も、強風等が予測されておりますので、登園の際にはご注意ください。

記

【臨時休園の基準】

前日午後7時の段階で、翌日の開所時間において次のいずれかに当てはまる可能性が高いと判断した場合、または、当日午前6時の段階で、次のいずれかに当てはまる場合、臨時休園を行うことを基本とします。ただし、仕事でやむを得ず休めない家庭においては、各園にて協議をして特別保育を行います。

臨時休園	<市内に災害発生又は災害発生の可能性が極めて高い場合>
	○市が警戒レベル3以上の避難情報(避難準備・高齢者等避難開始)発令
	○市内に特別警報発表(国・県公表)
	○公共交通機関の大規模(首都圏等)な計画運休により送迎や園運営が困難
	○市内で河川の氾濫等の災害が発生している場合

※上記の基準によらず、総合的な判断により臨時休園を決定することもあります。

※開園時間中に避難情報等が発令された場合は、保護者に対してお迎えの連絡をするとともに、基本的に園内の安全な場所にて迎えを待ちます。(退避所へ園児を避難させる場合は、警戒レベルが低いうちなどに、速やかに行います。)

※当日においては、避難勧告等が解除された場合でも、被害状況の確認や職員の手配が難しいため終日臨時休園とします。

※特別保育が必要なご家庭においては、直接各園へご連絡ください。

特別保育の受入については、やむを得ない理由などにより各園において判断を行います。お子様の安全を考え、家庭保育にご協力ください。